

松山地方裁判所委員会（第11回）議事概要

1 日時

平成19年11月14日（水）午後1時10分から午後5時まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 上野公裕，春日通良，黒田徹三，玉井建三，真木啓明，
藤川研策，古崎孝司，高橋正，祖母井明，田中忠（臨時
委員） < 印は裁判員役 >

宮本寿（欠席）

（裁判官役） 松山家庭裁判所長 安原浩（裁判長）

松山地方裁判所今治支部長 川上宏

松山地方裁判所裁判官 渡辺健一

（事務担当者） 原事務局長，松本民事首席書記官，松井総務課長，
名越総務課課長補佐，渡邊庶務係長，宇都宮総務課主任

4 傍聴者

法曹関係者15人，司法修習生14人，報道関係者12人

5 議事

(1) 最高裁判所において模擬評議用にまとめられた法廷審理部分のDVD及び
DVD用パンフレットを使用し，裁判所の運営や実情及び地域の事情に造詣が
深く，かつ，民間人の感覚を兼ね備えた法曹以外の地方裁判所委員会委員に裁
判員役を務めていただき模擬評議を実施

< 各委員は法廷審理部分のDVDを各自事前視聴して模擬評議に臨んだ。 >

(2) 裁判官役において，検察官委員及び弁護士委員双方の意見を踏まえて作成
した評議メモ（争点，争いのない事実経過の整理メモ，被告人と被害者の供述
対比表，参照条文）に沿って模擬評議を実施

(3) 模擬評議終了後，裁判員役の各委員及び裁判官役に加えて，法曹委員も参加し，委員長の進行で意見交換会を実施

6 評議事案の概要

被告人が，路上で，通行中の被害者に対し，その顔面を手拳で殴打し，金を出さなければ殺すと申し向けるなどの暴行，脅迫を加えて，同人から現金1万円を強取し，その際，加療約1週間の傷害を負わせたとされる強盗致傷の事案（弁護側は，暴行を働いた後に，金品を脅し取ろうとする意思を生じたのであり，暴行，脅迫の程度も反抗を抑圧するのに十分な程度のもではなかったとして，傷害罪と恐喝罪が成立するに止まると主張）

7 評議結果

認定罪名：強盗致傷罪

処断刑：懲役3年（5年間執行猶予）＜求刑：懲役6年＞

8 意見交換会で出された意見（裁判官，法曹委員，裁判員役委員）

量刑を確定させるにも，判断基準を持ち合わせておらず，どの程度の刑にすべきかの判断が難しい。

客観的事実に目を向けようとしながらも，自分の推測が働いてしまった。量刑でもかなり悩んだ部分があり，やはり，難しいと感じた。

客観的証拠を基に事実を判断するという鉄則が，素人にはなかなか難しい。

自分としては，客観的証拠である診断書の分析に甘い点があり，やはり，難しいと感じた。

裁判員は他人の意見を聞くことによって，自己の見解が変遷していくことがままあるので，裁判長が，前言を撤回しても何ら差し支えないとアドバイスを与えてくれることが大切だと感じた。

勉強になった。合理的な判断ができるような目を養っていくことが必要であると感じた。司法教育の中で，事実認定を取り扱えればいいのだが・・・。

客観的証拠だけでは，なかなか説明しつくされない関係者の心情的な部分も

あると思うので、なかなか判断が難しい。

裁判官による誘導があってはいけないが、裁判官がある程度積極的に、うまく意見を言えるような訴訟指揮を執ってほしい。

実際の裁判だと、もう少し証拠も充実していて、深い検討ができるのではないかな。

DVDを事前に2回視聴して、争点を把握してきたつもりであったが、評議メモでそれが再確認できたのでありがたかった。評議メモは、一連の事実を検討ポイントごとに分けてくれていたが、どこまでの事実がそのポイントに該当してくるのか、素人は迷うところもあった。

強盗と恐喝では刑の軽重に格差があるので、もう少し時間があれば、その辺りも十分に説明していただきたかった。

評議メモはよくまとめられていて、裁判員としてはありがたかった。実際の裁判では、DVDと違って事前に事案の概要が頭に入っていないので、このようなメモは有用であると思う。

裁判員は、基本的には法律知識がなくても大丈夫だと思うが、短時間で結論を導き出すのは難しい。

素人である裁判員のために、裁判官がきちんと訴訟指揮をしていくならば、法律知識がなくても大丈夫だと思うが、裁判官がそれを怠ると迷惑するのは被告人だと思う。事実をきちんと理解する意味でも、法律専門家のリードは必要と感じた。裁判官に問題点をきちんと指摘してもらうことが、素人である裁判員には重要なことだと思う。

量刑判断の場面では、裁判員の方が、裁判官が考えるような視点で検討されていて、心強く感じた。客観的証拠である診断書についての裁判官の評価を、裁判員にどの程度お話しすれば良いかは、なかなか難しいところもあった。

模擬評議においては、物の見方は、それぞれの人の人生経験等で変わってくるものだと再認識した。裁判官としては、やはり、裁判員への関与の仕方に悩

むところである。

実際の裁判において、どこまで充実した評議メモができるかという問題はあ
る。

評議メモは非常に分かりやすいものであったし、本日の裁判員役の皆さんは
非常に優秀な方ばかりであったと感じた。

今回取り上げた事案は、検察官でも強盗致傷で起訴するかどうか迷うような
難しい事案であったと思うが、裁判員の皆さんが客観的証拠を分析して検討さ
れていた点はすばらしかったと思う。評議メモも非常に見やすく、分かりやす
いものであった。

9 次回期日等

平成20年2月20日(水)午後2時から午後4時まで(既指定)

(テーマは未定)